

POST.ex ソフトウェア使用許諾約款

本使用許諾約款（以下「本約款」）は、POST.ex ソフトウェア（以下「本ソフトウェア」）に関して、利用者と一般社団法人 日本医学健康管理推進機構（以下「当機構」）との間で締結される法的な契約書です。本ソフトウェアの利用申込者が、当機構所定の利用申込書(電磁的方式を含む。以下同じ。)を当機構に提出し、当機構がこれに対し当機構所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。なお、利用申込者は本約款の内容を承諾の上、かかる申込を行うものとし、本サービスの利用申込者が申込を行った時点で、当機構は、利用申込者が本約款の記載内容を承諾しているものとみなします。

第1条（使用許諾）

- 1.利用者は本ソフトウェアライセンス1単位につき、特定の1台のコンピューターにインストールして使用することができます。
- 2.利用者は前項で許諾された本ソフトウェアを期間中、利用することができます。
- 3.本ソフトウェアの利用は、日本国内に限ります。

第2条（再許諾）

利用者は、本ソフトウェアを利用者自身の事業のためにのみ使用することができます。本ソフトウェア製品を利用者以外の第三者へ再許諾・貸与等することはできません。

第3条（目的外使用の禁止）

利用者は、利用者自身の事業の目的（以下「本目的」）でのみ本ソフトウェアを使用することができ、本目的以外に本ソフトウェアを使用できません。

第4条（利用期間）

本サービスの利用期間は、利用契約に定めるものとします。ただし、当機構所定の方法により期間満了2ヶ月前までに契約者又は当機構から別段の意思表示がないときは、利用契約は期間満了日の翌日からさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とします。

第5条（対価）

利用者は、本約款に基づく本ソフトウェア利用を、4月1日から始まり、翌年3月31日で終わる年度単位で金額10万円（税別）で利用することができます。

第6条（権利帰属）

本ソフトウェアに係る著作権その他の知的財産権（以下「著作権等」）は、当機構が管理してい

ます。本約款によって、本ソフトウェアの著作権や商標権などの知的財産権が、利用者へ移転することはありません。

第7条（禁止事項）

利用者が、当機構の書面による事前の承諾なく下記の行為を行うことを禁止します。

- (1) 本ソフトウェアを他の媒体へ複製し、第三者に譲渡・貸与すること
- (2) 本ソフトウェアを改変すること

第8条（保守）

本約款は、本ソフトウェアを本約款に従って利用することを許諾するものです。契約にはバージョンアップに関するサポートサービスを含みますが、利用者が本ソフトウェアに関するそれ以外のサポートサービスを希望する場合、別途、当機構が指定する事業者とサポートサービス契約を締結する必要があります。

第9条（監査）

利用者は、本ソフトウェアの利用期間中、当機構から本ソフトウェアの利用状況についての報告を求められたときは、当機構に対し、速やかに書面にてその旨を報告するものとします。

尚、当機構が監査を実施する必要があると判断した場合、利用者の承認を得ることなく本ソフトウェアの利用状況について当機構から委託を受けた第三者による監査を実施することができるものとします。監査の実施にかかる費用は、利用者の負担です。

第10条（表明保証）

当機構は、本ソフトウェアが当機構所定の稼動環境で使用された場合に、当機構所定の仕様どおり稼動することを保証します。

ただし、以下の場合には、当機構は保証責任を負わないものとします。

- (1) 利用者が本ソフトウェアをマニュアル記載どおりに使用されていない場合
- (2) 本ソフトウェアが当機構以外の第三者によって改変、加工された場合

第11条（第三者による権利侵害）

1. 当機構および利用者は、本ソフトウェアの著作権等に関し、第三者による権利侵害又は権利侵害のおそれのある行為を発見したときは、直ちに相手方に通知するものとします。

2. 前項の場合において、利用者が当該第三者に対して訴訟、仲裁その他の法的手段を提起し、または和解その他に関する紛争解決を行うことを希望する場合、利用者がその費用を負担するものとします。

3. 当機構は、利用者に対して、前項に定める第三者に対する法的な対応に関し、必要な技術的その他の情報を提供する等、合理的な範囲で誠実に協力します。

第12条（契約終了の際の措置）

第 1 条 2 項に定めた本ソフトウェアの利用期間が終了した場合、利用者は、直ちに本ソフトウェアを消去し、かつ、本ソフトウェアに関する資料を廃棄するとともに、その旨を証明する書面を利用者名義で当機構に提出するものとします。

第 13 条（差止請求）

当機構は、利用者が本約款に違反した場合、利用者に対して本ソフトウェアの使用を差し止めることができます。

第 14 条（契約の解除・損害賠償）

利用者が本約款の条項に違反し、当機構が違反の是正を催告した後、10 日以内に是正されなかった場合、当機構は本約款を解約し、利用者の本ソフトウェアの使用を終了させることができます。併せて、当機構は利用者に損害の賠償を請求することができます。

第 15 条（協議）

本約款に規定されていない事項については、利用者および当機構は、誠意をもって協議するものとします。

第 16 条（管轄裁判所）

本約款に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を管轄裁判所として処理するものとします。

以上